

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 7 月12日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 46,200,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 4,498,200,000円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。 また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	210,000個（新株予約権 1 個につき100株）
発行価額の総額	金46,200,000円
発行価格	本新株予約権 1 個当たり220円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり2.2円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1 個
申込期間	平成28年 7 月28日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	日本通信株式会社 ファイナンス部 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号 虎ノ門タワーズオフィス
払込期日	平成28年 7 月28日（木）
割当日	平成28年 7 月28日（木）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 大森支店 東京都大田区山王二丁目 3 番10号

- (注) 1 本新株予約権については、平成28年 7 月12日（火）開催の当社取締役会において発行を決議している。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとする。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の目的となる株式の総数は21,000,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する）が修正されても変化しない（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所（以下、「東証」という）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値が無い場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の効力発生日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：当初106円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある） 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は21,000,000株（平成28年5月31日現在の発行済株式総数に対する割合は14.93%）、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：2,272,200,000円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある） 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式21,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「割当株式数」という）は100株とする）。ただし、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る本新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という）は、当初212円とする。 3 行使価額の修正 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」という）の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」という）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、修正日に係る修正後の行使価額が106円（以下、「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。 本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。 4 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く） 調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 ② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）を発行又は付与する場合（ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く） 調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
-----------------------	---

	④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。 この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。 (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。 (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降すみやかにこれを行う。
--	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金4,498,200,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年7月29日から平成30年7月28日までの期間（以下、「行使可能期間」という）とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 大森支店 4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成29年1月29日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり220円の価額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、「組織再編行為」という）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり220円の価額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする）に、本新株予約権1個当たり220円の価額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし
--------------------------	--------

(注) 1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由
 当社は、下記「(1) 資金調達の主な目的（資金調達の目的）」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「(3) 本新株予約権を選択した理由（他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴）」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、クレディ・スイス証券株式会社（以下、「割当予定先」という）より提案を受けた下記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載のスキームは、下記「(3) 本新株予約権を選択した理由（本新株予約権の主な特徴）＜当社のニーズに応じた特徴＞」に記載のメリットがあることから、下記「(3) 本新株予約権を選択した理由（本新株予約権の主な特徴）＜本新株予約権の主な留意事項＞」に記載のデメリットに鑑みても、本新株予約権の発行による資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達を行おうとするものであります。

(1) 資金調達の主な目的

2015年末までに総務省から示されたMVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）規制緩和の方針を受け、2016年1月22日に、規制緩和を最大限に活かす新事業戦略への転換を決定し（同日付プレスリリース「日本通信、新事業戦略を発表－総務省によるMVNO規制緩和の方針を受け－」をご参照ください）、MSEnabler（Mobile Solution Enabler：モバイル・ソリューション・イネイブラー：メーカーやシステムインテグレーター、MVNO事業者等を支援する事業者）プラットフォームの構築、自前SIMの提供、国内外の通信事業者との接続、MVNOモデル事業者からMSEnablerへの転換及びテクノロジー・ソリューション開発の強化等の取り組みを行っています。

これまで当社は、株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という）からSIM（注）を調達してきましたが、MVNO事業の規制緩和第二弾となる電気通信事業法等の一部を改正する法律及び関連法規等が2016年5月21日に施行され、今後は自前でSIMを作ることができるようになったため、複数の国内外通信事業者の通信網を利用したMVNO各社独自のグローバルな通信サービスを提供することが可能となったことから、当社におけるモバイルソリューション事業を拡大させる絶好の好機であると考えております。

また、この規制緩和により、HSS/HLR（Home Subscriber Server /Home Location Register：加入者情報管理装置）連携機能の開放により、1枚のSIMで複数の通信事業者のネットワークを利用できるマルチキャリア（複数の通信事業者のサービスを1枚のSIMで受けられること）SIM、セキュリティ、音声通話定額サービス、IoT（Internet of Things：様々な物がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み）への取組みが加速され、サービスの多様化につながるものと考えております。こうしたソリューション事業の多様化は、中期的に当社の業界における役割をMVNO事業者からMSEnablerに転換させるものであり、MVNO業界の発展及び当社の事業成長の原動力になると考えます。

また、今後MVNO事業のマルチキャリア化とグローバル化が進む中で、安全・安心なネットワークに対する企業のニーズが高まると思われます。今後インターネットに接続される機器が拡大されると予想されている中、当社の米国子会社であるArxceo社が保有するセキュリティ技術がこれらの機器のサイバーセキュリティ対策を提供し、当社が特許技術として保有する「無線の専用線」とともに、より普及拡大すると確信しております。

この規制緩和を受け、当社は2016年1月に発表した新事業戦略を着実に実現するための設備投資をするため、資金調達を行うことに決定いたしました。

そのために必要な資金を当社のニーズに合わせて確保する手段として、この度本新株予約権によるエクイティ・ファイナンスを決定いたしました。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しております。

今回の規制緩和を事業機会として実現するために、当社は積極的な設備投資を行い、MVNO業界のさらなる拡大を企業の成長として取り込む所存です。

(注) SIM：Subscriber Identity Module－電話番号等固有の識別情報が記録されたICカードのことです。SIMカードをスマートフォン、携帯電話やタブレット等のモバイル端末のSIMカードスロットに差し込むことで、音声通話やデータ通信等の通信機能が使えるようになります。

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は21,000,000株です。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初212円（発行決議日の前取引日の東証終値の100%の水準）ですが、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の91%に相当する価額（1円未満の端数切上げ）に修正されます。ただし、行使価額は、下限行使価額である106円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）を下回って修正されることはありません。
- ・下記②に記載のとおり、当社はその裁量により、停止指定を行うことができます。したがって、当社の裁量により、割当予定先が行使することができる本新株予約権の数量を一定数の範囲内にコントロールすることができ、又は全く行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降2年間です。
- ・本新株予約権に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で、主に下記②乃至④の内容を定めた第三者割当契約（以下、「本第三者割当契約」という）を締結する予定です。

② 当社による行使停止

当社は、平成28年7月28日以降、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定する権利（以下、「停止指定」という）を有しています。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。但し、2年間の行使請求期間のうち最後の1か月間については、停止指定を行うことはできません。

③ 当社による本新株予約権の取得

当社は、平成29年1月29日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当予定先に対して法令に従って通知することにより、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを取得することができます。割当予定先は、本第三者割当契約により、上記通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使を行うことができません。

④ 割当予定先による本新株予約権の買取りの請求

割当予定先は、平成30年7月6日以降同年7月20日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを買い取ります。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

（本新株予約権の主な特徴）

＜当社のニーズに応じた特徴＞

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権は、その目的となる当社普通株式数が21,000,000株（平成28年5月31日現在の発行済株式数140,623,239株の14.93%）と一定であり、株価動向にかかわらず本新株予約権の行使による最大増加株式数が限定されております。

- ・本新株予約権の行使は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができます。

② 株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・下限行使価額が106円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており、本新株予約権の行使により交付される株式が市場において上記水準を下回る価格で売却される蓋然性が小さいこと

・株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合は、本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること。

③ 相対的に有利な株価水準における資金調達を図れること

本新株予約権の行使については、当社はその裁量により、停止指定を行うことができるため、株価水準が思わしくないと考える場合には行使停止とする一方、株価水準が高いと考えられる場合に自由行使とすることで、相対的に有利な株価水準における資金調達を図れることで資金調達総額の最大化を目指すことができます。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を、平成29年1月29日以降いつでも取得することができ、また、取得に関する通知がなされた日の翌日以降、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。

＜本新株予約権の主な留意事項＞

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、本新株予約権により調達する資金は段階的に支出する予定であること、調達額が予定額を下回ったとしても自己資金での対応も可能であること等を勘案すると、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ① 本新株予約権の構成」に記載のとおり、106円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されているため、株価水準によっては早期に資金調達できない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付ける条項は付されていないため、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りの請求を行う場合があります。ただし、買取価額は発行価額と同額となります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ① 公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される本新株予約権の行使に際して払い込まれる金額の総額を下回る可能性があるものの、上記②に記載の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、本新株予約権の潜在株式数が固定されていることと比較して、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいのと考えられます。
- ③ 第三者割当による新株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいのと考えられ、また、現時点では新株の適当な割当先も存在しておりません。
- ④ 借入又は社債の発行による資金調達は、調達金額が負債となり、財務健全性の低下が見込まれます。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約において、「本（注）1 (2) 本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。

＜割当予定先による行使制限措置＞

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という）を割当予定先に行わせない。

- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
 - ③ 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。
- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
 - 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
 - 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
 - 6 振替新株予約権
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
 - 7 本新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
 - 8 単元株式数の定め廃止等に伴う取扱い
当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,498,200,000	9,700,000	4,488,500,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の発行による調達資金の使途については、以下を予定しております。なお、調達額が予定金額を超過した場合には銀行借入金返済に充当いたします。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① データセンター冗長化・高速化と他のMNO事業者とのL2接続（注1）に関わる設備投資	1,207,598	平成29年3月期第2四半期～平成32年3月
② HSS/HLR（注2）保有に関わる設備投資と接続に関わるソフトウェア開発費	1,378,217	平成29年3月期第2四半期～平成32年3月
③ 高付加価値サービスに関わる設備投資	1,351,785	平成29年3月期第4四半期～平成32年3月
④ IMS（IP Multimedia Subsystem）構築費用	550,900	平成29年3月期第4四半期～平成32年3月期第4四半期
合計金額	4,488,500	—

(注1) ネットワークのデータリンク層（Layer2）で、MNO（Mobile Network Operator—移動体通信事業者：ドコモ、KDDI、ソフトバンク等の移動体通信事業者）とネットワークを接続する形態。

(注2) Home Subscriber Server/Home Location Register：加入者情報管理装置
全ての携帯端末のユーザー登録情報や、端末の所在地、顧客の契約状況といった顧客情報を管理するデータベース。

① データセンター冗長化・高速化と他のMNO事業者とのL2接続に関わる設備投資について

ドコモ等のMNO事業者とのL2接続に伴うデータ通信速度の高速化と安定的なネットワーク運用のため、通信回線並びにデータセンター増設費用として、1,207,598千円を段階的に充当します。

支出予定期間については、平成29年3月期第2四半期～平成32年3月までの期間を見込んでいますが、ユーザー数及び提供するサービスによる帯域の使用状況の変化等により実施時期を変更する必要があるため、順次設備を増強する予定です。

② HSS/HLR保有に関わる設備投資と接続に関わるソフトウェア開発費について

今回の総務省から示されたMNOのHSS/HLRの開放方針で、MNOとMVNOのHSS/HLRが接続されることが期待されています。この接続により、MVNOが独自のSIMを発行できるようになり、定額音声サービス、複数の通信事業者のサービスが利用できるマルチキャリアSIM等のサービスが提供できるようになります。このためMVNOである当社は、ドコモ等のMNO事業者のHSS/HLRに接続するための加入者情報管理装置であるHSS/HLRの購入費用として、利用状況等に応じて段階的に充当する他、MNOとの接続に関わるソフトウェア開発費用に1,378,217千円を充当します。支出予定期間については、平成29年3月期第2四半期～平成32年3月までの期間を見込んでいます。

現在、MNO事業者に音声相互接続（注）を申し入れています。サービス提供可能時期は、相互接続が認められる時期に依存します。

(注) 現在音声サービスは、相互接続ではなく、ドコモからの卸契約に基づいて提供しています。2014年7月18日に音声通信網の相互接続を申し入れています。今回HSS/HLRを利用した音声の相互接続の申し入れをしています。

③ 高付加価値サービスに関わる設備投資について

当社は、今後MSEnablerとして、MVNO向けに通信のデータ量、通信速度、サービス提供期間等のニーズに合わせた料金プラン等のサービスを提供していきます。個々のMVNOのニーズに合わせたサービスを提供する場合、そのサービスの総数は多くなると想定されます。従いまして、様々なニーズに合わせたサービスを容易に提供する仕組みを構築することが必要であり、それを可能とする装置を購入する費用として1,351,785千円を段階的に充当します。

これによりMSEnablerとしてMVNOの需要に応じたサービスを提供する機能向上を図ります。

支出予定期間については、平成29年3月期第4四半期～平成32年3月までの期間を見込んでいます。

④ IMS (IP Multimedia Subsystem) 構築費用について

IMSは、携帯網に限らずブロードバンドやWiFi等様々なネットワークからの通信に対して、音声や映像等の多様なメディアサービスを提供するための国際的に標準化された技術です。IMSを利用すると、多言語翻訳通信やレコメンデーションサービス（注）、自動映像変換サービス等、様々な通信アプリケーションを提供することができます。当社は、国内及び海外を含めた多数の携帯網との接続を進めており、また既に携帯網と有線網とを統合したサービスを提供しています。

これらのサービスにあらゆるメディアアプリケーションを自在に組み合わせることができる仕組みを構築するため、セッション制御サーバー、アプリケーションサーバー、メディアサーバー等を提供するサービスに応じて購入する費用に550,900千円を充当します。

（注）例えば、会話をしている最中に（自動）音声認識により、特定のキーワード（例えば、”マレーシアへの旅行”）から航空会社の格安航空券を案内するサービス、翻訳電話利用中に英単語が思い出せそうもない状況を把握し、いくつかの単語を上げてくれるサービス等です。インターネット上のsuggestion/recommendationサービスと似ています。これらの総称がレコメンデーションサービスです。

（注）上記資金使途は平成32年3月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、各資金使途の施策については本新株予約権の行使可能期間内に一定の目途をつける必要があると考えております。また、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金使途の内訳については変更する可能性があります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。割当予定先による新株予約権の行使が行われるためには市場における当社株価が下限行使価額を一定程度上回る必要が生じます。したがって、市場における当社株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。上記資金の充当については、支出時期の早いものから充当してまいります。最終的な調達額が予定金額よりも不足した場合には、優先順位を①、②、③、④の順とし、自己資金の不足分への充当、別途の手段による資金調達の実施又は投資規模の縮小等を行う可能性があります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	クレディ・スイス証券株式会社
	本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長兼CEO マーティン・キーブル
	資本金	781億円
	事業の内容	金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	クレディ・スイスKKホールディング（ネダーランド）B.V. 100%
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

2016年5月に電気通信事業法等の一部を改正する法律が施行され、MVNO事業の規制緩和がされ、当社はこの規制緩和により新たに提供できるサービスの事業機会を実現するため、積極的に設備投資を行うこととしました。

本スキームも含め、第三者割当増資、公募増資、借入等の調達方法を、複数の証券会社及び銀行に相談をしておりましたが、当社の判断として第三者割当による新株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、現時点では新株の適当な割当先も存在していません。一方、借入又は社債の発行による調達は、調達金額が負債となり、財務健全性の低下が見込まれるため、望ましくないと判断しました。

当社は、1社の証券会社から公募増資の提案を受けましたが、公募増資は現在の当社株式の価値からすると当社が必要とする資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が起これ、当社のニーズに合致するものではありませんでした。もう1社提案のあったクレディ・スイス証券株式会社（以下、「クレディ・スイス証券」という）からは、本スキームによる資金調達方法の提案を受け、当社は、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）1 （2）本新株予約権の商品性」に記載の商品性等を勘案し、かかる資金調達方法が、既存株主への配慮のために株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のニーズに最も合致していると判断しました。

また、クレディ・スイス証券は本新株予約権の行使により交付する当社株式の売却方法として、クレディ・スイス証券がもつ販売力を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、クレディ・スイス証券の過去の転換社債、新株予約権、ブロックトレード等エクイティ・ファイナンス案件の実績等を総合的に勘案して、クレディ・スイス証券を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は21,000,000株です（ただし、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります）。

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし、当社と割当予定先との間で締結される予定である本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を長期保有する意向はなく、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。なお、割当予定先による本新株予約権の行使については、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」中で記載されている、＜割当予定先による行使制限措置＞に基づいて行われます。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本日現在において、本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先から提供された業務及び財産の状況に関する説明書（平成28年3月期）に含まれる割当予定先の直近の財務諸表の純資産の額（平成28年3月31日現在）により、上記払込み及び行使に要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。なお、同説明書において、割当予定先の財務諸表が監査法人による監査を受けており、適正意見の監査報告書を受領している旨を確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、Credit Suisse Group AG（クレディ・スイス・グループ）に属しており、クレディ・スイス・グループはその株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA)）の監督及び規制を受けております。

また、割当予定先は、金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第66号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服すると共に、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本保険仲立人協会）に所属し、その規則の適用を受けております。同様に国内法人のクレディ・スイス銀行東京支店は、登録金融機関として登録済み（登録番号：関東財務局長（登金）第637号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服すると共に、その業務に関連する国内の自主規制機関（一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、Credit Suisse Group AGのアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループがスイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA)）の監督及び規制を受けていることについて確認しており、FINMAの規制の中にはマネーロンダリングに対する規制も含まれます。また当社はクレディ・スイス証券株式会社の担当者との面談によるヒアリングにおいて、クレディ・スイス・グループはマネーロンダリング防止体制（日本における反社会的勢力に係るコンプライアンス体制を含む）を確立しているとの説明を受けており、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする予定です。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下、「ブルータス・コンサルティング」という）に依頼しました。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権の行使価額、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、当社の行動としては、資金調達をすべく、停止指定は行わず、取得条項（コール・オプション）については発動しないものと想定しております。また、割当予定先の行動としては、株価水準に留意しながら、一様に分散的な権利行使（1度に行う権利行使の数は、1回あたり450個

(45,000株))を行うものとし、行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。そして、行使期間の末日時点で残存する新株予約権については、取得請求権（プット・オプション）を用いて取得を請求するものと想定しております。当社は、ブルータス・コンサルティングの評価結果を参考にし、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる金220円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日終値と同額に設定しており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である106円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）を下回ることはありません。かかる当初行使価額、行使価額の修正の基準、下限行使価額の水準等を勘案し、行使価額に係る条件は合理的であると考えています。また、当社監査役全員も、ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、ブルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はブルータス・コンサルティングによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大21,000,000株であり、平成28年5月31日現在の当社発行済株式総数（140,623,239株）及び当社議決権総数（1,405,976個）に対する比率はそれぞれ14.93%及び14.94%と限定的であります。今回のファイナンスは、中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであり、株式希薄化を考慮しても株主価値の向上に資するものと考えられることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

また、本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数21,000,000株は当社株式の過去1年間における1日当たりの平均出来高2,887,002株に対して約7.27日分であることや、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 本新株予約権の商品性」に記載のとおり、その時点における当社株式の株価動向、出来高及び売買代金の状況を考慮したうえで、必要に応じて停止指定を行い行使する本新株予約権の個数を制限し、本新株予約権の行使及びそれに伴い交付される当社株式の売却が段階的に行われるようにすることも可能であることから、本新株予約権の行使により交付される株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却する際には、当社株価への影響に配慮する旨の口頭での説明を受けております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数（株）	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）
EUROCLEAR BANK S.A./N.V. （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	1 BOULEVARD DU ROI ALBERT II, B-1210 BTUSSELS, BELGIUM （東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）	30,106,239	21.41	30,106,239	18.63
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー	—	—	21,000,000	13.00
宇津木 卯太郎	東京都八王子市	3,032,800	2.16	3,032,800	1.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,196,500	1.56	2,196,500	1.36
池田 誠二	東京都台東区	1,333,300	0.95	1,333,300	0.83
三田 聖二	東京都港区	1,321,100	0.94	1,321,100	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,074,000	0.76	1,074,000	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,073,900	0.76	1,073,900	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口3）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,055,700	0.75	1,055,700	0.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,046,300	0.74	1,046,300	0.65
計	—	42,239,839	30.04	63,239,839	39.13

- （注） 1 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- 2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成28年3月31日現在の所有議決権数」を、「平成28年3月31日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である21,000,000株に係る議決権数210,000個を加算した数」で除して算出しております。
- 3 EUROCLEAR BANK S.A./N.V.の持株数のうち、16,074,500株はエル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー（当社代表取締役会長三田聖二が議決権の過半数を保有しています）が保有しています。
- 4 前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先であるクレディ・スイス証券は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書（第20期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年7月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年7月12日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本通信株式会社 本店
（東京都港区虎ノ門四丁目1番28号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし